

# 結婚新生活支援事業補助金



大鰐町ゆるキャラ  
もやっぴー

町では、少子化対策や活力あるまちづくりを推進するため、婚姻に伴う新生活に係る費用（住宅費、引越費用、リフォーム費）の支援をします。

## 1. 募集期間

令和4年4月15日（金）～令和5年3月31日（金） ※予算が無くなり次第、終了となります。（先着順）  
【受付時間：午前8時15分～午後5時（土日祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く）】

## 2. 対象者

令和4年1月1日以降に婚姻した夫婦で  
年齢49歳以下、夫婦の所得を合算した世帯所得400万円未満の方

### ▼必須要件

- ・対象となる住宅が町内にあり、夫婦の双方又は一方が当該住宅の所在地に住民登録していること
- ・同一世帯に属する方全員が町税等滞納していないこと
- ・他の公的制度による家賃補助を受けていないこと



## 3. 対象費用

令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に支払った以下の費用

- ・新居の購入費、新居の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- ・新居への引越しに伴う引越業者や運送業者に支払った引越費用
- ・結婚を機に新たに住宅をリフォームする際にリフォーム業者に支払った費用  
※倉庫、車庫や、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用及び洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外となります。



## 4. 補助（限度）額

1世帯当たり**上限30万円**

※補助金は、千円未満切り捨てした額となります。

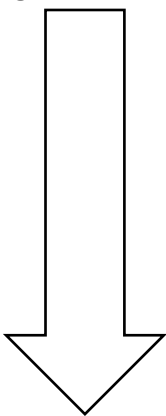
※補助対象に含まれないものがありますので、必ず事前にご相談ください。

詳しくはこちら



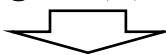
### ～手続きの流れ～

#### ① 交付申請



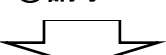
- 交付申請書（様式第1号）
- 補助金等交付申請額算出調書（様式第2号）
- 経費の配分調書（様式第3号）
- 婚姻日が確認できる書類（例：戸籍謄本、婚姻届受理証明書等）
- 夫婦の最新の所得証明書
- 領収書（※令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に支払った費用が対象）
- 【貸与型奨学金を返済している場合】貸与型奨学金年間返済額がわかるもの
- 【住居を賃借している場合】住宅手当支給証明書（様式第4号）
- 同意書（様式第5号）・誓約書（様式第6号）
- その他町長が必要と認める書類

#### ② 交付決定



【町】 提出書類等を確認し、交付決定通知を発行します。

#### ③ 請求



- 請求書（様式第9号）
- 振込口座がわかる通帳の写し

#### ④ 交付

【町】 請求により、補助金を支払います。

#### 【申請・問い合わせ】

大鰐町 企画観光課 企画係  
☎ 0172-55-6561